

高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する対話型全国説明会 in 愛知県（名古屋市） 開催結果

日 時：2025 年 1 月 20 日（月） 18:00～20:35

場 所：ウインクあいち 11 階 会議室 1103 ほか

参加者数：50 名

当日の概要：

- （１）映像（「地層処分」とは・・・？）
- （２）地層処分の説明・北海道の状況
 - ・ 吉田 勇介（経済産業省資源エネルギー庁 放射性廃棄物対策課 課長補佐）ほか
 - ・ 高橋 徹治（原子力発電環境整備機構 地域交流部 部長）ほか
- （３）テーブルでのグループ質疑

○資源エネルギー庁・原子力発電環境整備機構（NUMO）から事業説明

- ・ 日本では過去 50 年以上にわたって原子力発電を利用してきており、それに伴って発生する高レベル放射性廃棄物は、人々の生活環境に影響を与えないよう、地層処分という方法で最終処分する方針。
- ・ 全国の皆さまに地層処分について、関心を持って、理解を深めていただくとともに、最終処分事業の実現に貢献する地域に対して、社会全体で敬意や感謝の気持ちを持っていただけるよう、全国で対話活動に取り組んでいる。
- ・ 原子力発電により発生した使用済燃料は、再処理工場でプルトニウムなどを回収した後、残った放射性廃液をガラスに溶かし込んで「ガラス固化体」にする。既に約 27,000 本のガラス固化体に相当する高レベル放射性廃棄物が存在している。将来世代に先送りすることなく、原子力を含む電気を多く使ってきた現世代で、この問題の解決に道筋をつけるべく取り組んでいくことが重要。
- ・ 地層処分はガラス固化体を地下深くの安定した岩盤に閉じ込め、地上環境から隔離して処分する方法である。
- ・ 地層処分場として、ガラス固化体を 40,000 本以上埋設する施設を全国で 1 か所つくる計画である。
- ・ 放射能が低減するまで数万年以上にわたって人間の生活環境から適切に隔離する必要がある。確実性や環境への影響などの観点から考慮した結果、地下深くに埋設して人間による直接の管理を必要としない地層処分が、国際社会から現時点で、最も安全で実現可能な処分方法とされている。
- ・ 建設を開始しているフィンランド・スウェーデンにおいても、30 年以上の歳月をかけ、国民理解・地域理解に弛まぬ努力を重ねている。先行する諸外国は、プロセスの初期段階で 10 程度の自治体に関心を持ち、調査の過程で候補地が絞られ、最終的に 1 つの地域が選ばれている。日本もできるだけ多くの地域に関心を持つことが望ましい。

- ・地層処分にあって考慮すべき地質環境の科学的特性について、全国ではほぼ同じ精度で作成されている既存のデータをもとに、日本全国を4種類に区分した「科学的特性マップ」を2017年7月に公表した。
- ・処分地選定としては、文献調査、概要調査、精密調査の段階的な調査を行い、最終処分地を選定する。この調査期間中、放射性廃棄物を持ち込むことは一切ない。
- ・文献調査では、地域固有の文献やデータをNUMOが机上で調査し、断層や火山など避けるべき場所の基準などを具体化した「文献調査段階の評価の考え方」に基づいて報告書を取りまとめる。その後、調査結果を都道府県知事と当該市町村長に報告し、地域の皆さま向けの説明会等を実施する。国は、都道府県知事と当該市町村長にご意見を伺い、概要調査を行うか判断する。ご意見に反して、先に進むことはない。
- ・2020年11月に北海道の寿都町と神恵内村、2024年6月に佐賀県玄海町において、文献調査を開始した。北海道の2町村では2021年4月から「対話の場」を開催している。「対話の場」を通じ、逐次情報提供を行い、地域住民の皆さまの間で継続的な対話が行われ、議論を深めていただくことが重要と考えている。「対話の場」では、参加された方々が主体となって、処分事業などについて議論を深めていただくため、また、賛否に偏らない自由な議論ができるように取り組んでいる。2町村に設置された「対話の場」では、町や村の将来のまちづくりに関する議論も始まっている。
- ・安全に地層処分を行うため、NUMOでは様々なリスク要因を抽出し、対応と安全性の確認を行う。処分地選定プロセスにおける調査により、断層や火山などを避けて場所を選ぶという「立地による対応」、選んだ場所に応じて人工バリアを設計するという「設計による対応」、その対策により、安全性が確保できるかをシミュレーションなどで確認するという「安全性の確認」といった対策を行う。また、地震・津波、輸送中の安全性についても設計による対応、シミュレーションによる安全性確認を行う。また、地層処分の技術開発については、国や日本原子力研究開発機構（JAEA）などの関係機関と連携して、技術開発を実施している。技術的な課題を整理し、最新の技術開発動向を踏まえた安全確保の考え方やその手法を、「包括的技術報告書」として取りまとめ、2023年1月に国際レビューを完了し、NUMOのホームページに掲載している。今後も、より実践的な技術開発に取り組み、技術的信頼性の更なる向上を目指す。
- ・最終処分事業は100年以上の長期にわたるため、地域の発展を支えてこそ、安定的な運営ができる。NUMOは、調査の開始に伴い、地域にコミュニケーションのための拠点を設置し、事業に関する様々なご質問にお答えするとともに、住民の皆さまと共に、地域の発展に向けた議論に貢献していく。
- ・これまで対話活動を進める中で、地層処分事業を「より深く知りたい」との思いから主体的に活動されている地域団体、大学・教育関係者、NPOなどのグループが全国各地に広がりつつある。
- ・地層処分事業についてご不明な点や疑問点や、またもっと詳しい話を聞いてみたいと関心を持っていただける場合には、一般の方でも、自治体の方でも国やNUMOが

らご説明させていただく機会を設けさせていただくとともに、関連施設の見学にご案内するなど、ご関心やニーズに応じて、柔軟に対応させていただく。

○資源エネルギー庁・NUMOから北海道2町村の文献調査報告書などについて説明

- ・ 2024年11月から、北海道内において、寿都町・神恵内村の文献調査報告書に関する、最終処分法に基づく法定プロセス（公告・縦覧、説明会等）を行っている。
- ・ 北海道の状況、2町村の文献調査報告書の内容などについて理解を深めていただくことも重要であり、最終処分事業の実現に向けて、これまで多大な貢献を果たしてきた寿都町・神恵内村に敬意を表し、自分ごととして考えるきっかけとしていただきたい。
- ・ 日本では地層処分の技術的信頼性を得ることを目的に、2001年からJAEAが、岩の種類と地下水の性状が異なる北海道幌延町と岐阜県瑞浪市において、地下深くの地層の研究に取り組んできており、幌延町にある幌延深地層研究センターは、2023年9月から、これまで地下350メートルまでだった坑道を、地下500メートルまで掘り進める掘削を開始している。
- ・ 幌延町では、放射性廃棄物の持ち込みを認めないとする「深地層の研究の推進に関する条例」（2000年5月）が制定され、研究施設を最終処分場にしないとする「幌延町における深地層の研究に関する協定書」（2000年11月）を、当時の北海道知事、幌延町長、核燃料サイクル開発機構（現JAEA）理事長の3者で結んでいる。
- ・ また、北海道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」（2000年10月）が制定されており、この中では、現時点では処分方法が十分に確立されておらず、処分方法の試験研究を進める必要があるということ、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いとの宣言がなされている。
- ・ 2024年8月には、北海道知事より、この条例の趣旨を踏まえ、仮に概要調査に移行しようとする場合には現時点で反対の意見を述べる考えであることや、考えの表明にあたっては、道議会や道民の皆様のご意見も踏まえ、適切に対応したいと考えていること、さらに、道として、最終処分の問題は、国民的な議論が必要な問題であり、文献調査報告書やその説明会を通じて最終処分事業の理解促進がさらに進むことを期待するといったコメントが公表されている。
- ・ 文献調査にご応募いただいた寿都町長は、先送りしてきた最終処分問題を、子供や孫世代に持ち越すことは、大人として恥ずかしいとの思いから一石を投じる、神恵内村長は、原子力政策に50年近く関わってきており、文献調査を進める上で、村民が抱く問題や疑問を払拭し、全村民の理解を目指すという思いをもって、この4年間、住民理解を深めるためにご尽力をいただいた。両町村長にはあらためて、敬意と感謝の意を表したい。
- ・ NUMOは文献調査の実施主体として、地域の方との交流の拠点として交流センタ

ーを開設し、スタッフは地域の一員として、地域のイベント行事への参加などを通じて地域の方との交流を深めてきた。また、2町村それぞれの「対話の場」の運営サポートも担ってきた。

- ・ 2町村におけるそれぞれの対話の場においても、地層処分事業の議論の他にも様々なテーマで対話が実施されたが、双方の対話の場においても、賛否様々な声があった。
- ・ 2町村の周辺自治体や商工団体等に対しても「対話の場」の開催結果や地層処分事業に関する最新の情報を継続的に提供してきた。また、周辺自治体だけではなく、広く北海道や日本全国へ向けた広報活動にも取り組んできた。
- ・ 2町村の文献調査については、国の審議会等での議論の結果を踏まえ、6つの項目（活断層や火山など避けるべき基準）に2つの観点（技術的観点・経済社会的観点）を加えた8つの評価項目から調査が行われたが、2町村とも概要調査に進んだ場合に確認する事項はあるものの、概要調査の候補地区を選定することができた。
- ・ 文献調査の報告は法令に基づいて縦覧・説明会を実施する。報告書は道庁や道内の全振興局などで閲覧することができるようにし、説明会は2町村及び道内の全振興局において、全20回開催する。報告書に対するご意見も受付けており、いただいたご意見の概要とそのご意見に対するNUMOの見解とをまとめて、後日、北海道知事、寿都町長、神恵内村長へお届けする。その後、概要調査へ進むかどうかを、国から知事、両町村長に対して、意見照会を行う流れである。
- ・ 以上、北海道での文献調査の状況を説明してきたが、地層処分事業は北海道の問題ではなく、日本全体で考えるべき課題であり、引き続き全国的な理解醸成のために取り組んでいく。

○グループ質疑

※主なものをテーマ別に記載

<地層処分事業>

- ・ ガラス固化体を埋め始めるのは何年後を予定しているのか。
(→回答：) 文献・概要・精密調査の実施に合計約20年程度、地下施設の建設に約10年程度を要すると想定している。また、次の段階の調査に進もうとする場合には、都道府県知事と市町村長のご意見を聞く期間なども見込まれる。
- ・ 将来に廃棄体を取り出すという回収可能性と、坑道を埋め戻すことは矛盾しているのではないか。
(→回答：) 将来世代が最良の処分方法を選択できるよう回収可能性を担保することとしているが、現時点で国際社会から最も安全で実現可能な処分方法とされている地層処分を適切に行い、生活環境への影響を与えないようにすることが矛盾しているとは考えていない。
- ・ どのように回収可能性を担保するのか。閉鎖後の回収は不可能なのか。
(→回答：) 国が定めた最終処分法の基本方針において、今後より良い処分方法が実用

化された場合等に将来世代の選択肢を残すため、最終処分施設の閉鎖までの間は回収可能性を担保することとしている。国の研究機関によって、廃棄体を回収する技術の実証試験が行われており、取り出すことが可能であることを確認している。閉鎖後の回収についても、技術的には不可能ではないが、技術的難易度やコストが大幅に増えることから、閉鎖前までの間の回収可能性を担保することが現在の考え方である。

・ T R U廃棄物とはどのようなものか。

(→回答：) T R U廃棄物とは、低レベル放射性廃棄物のうち、ウランより原子番号が大きい放射性核種を含み、比較的発熱量が小さく長寿命の放射性廃棄物のことである。例えば、使用済燃料の燃料被覆管の切断片（ハル）や燃料集合体の末端部であるエンドピース、再処理工場内の使用済みの排気フィルター（廃銀吸着材）、放射能が一定レベル以上の濃縮廃液や雑固体廃棄物などがあり、廃棄物の特徴に応じた処分形態にて地層処分を行う。

・ ガラス固化体の搬出時期は決まっているか。

(→回答：) ガラス固化体は青森県六ヶ所村にて 30 年から 50 年の間、一時保管することとなっている。最初のガラス固化体は 1995 年に海外から日本に返還されており、青森県、六ヶ所村と事業者の日本原燃株式会社の間で交わされた協定書上、管理期間終了時点で、六ヶ所村から搬出する必要があると承知している。

・ 100 年も続く NUMO の事業の人材確保はできるのか。学校教育にも地層処分のことを浸透させ、人材確保に努めるべきではないか。

(→回答：) 本日の説明会以外にも、学校への出前授業や、移動型の地層処分展示車によるイベント出展を全国各地で行うなど、次世代層にも広くこの事業を知ってもらえるよう取り組んでいる。人材確保の面からも、次世代層からの理解を得ることは重要であると考えており、今後も広報活動について工夫していきたい。

・ 国内処分に拘る必要はないのではないか。放射性廃棄物を他国で処分することは、国際条約で禁止されているのか。

(→回答：) 国際原子力機関（ I A E A ）が定めた国際条約において、自国で発生した高レベル放射性廃棄物は自国で処分するという原則があるため、日本においても法律に基づき国内で処分を進めていく必要がある。

・ 地上でモニタリングしながら保管すれば、地層処分は必要ないのではないか。

(→回答：) 地上施設で長期保管する場合、ガラス固化体が人間の生活環境に影響を及ぼさなくなるまで、数万年の長期間にわたり地上施設を維持・管理していく必要があり、その間には施設の修復や建て替えも必要となる。さらに地上保管の場合、地震、津波、台風などの自然現象による影響や、戦争、テロ、火災などといった人間の行為の影響を受けるリスクがある。長期にわたり、このようなリスクを念頭に管理を継続する必要がある地上施設を残

すことは、将来の世代に負担を負わせ続けることとなり、現実的ではない。そのため、人の管理を必要としない地層処分が国際的にも共通した認識となっている。

- ・高レベル放射性廃棄物はどのくらい発生しているのか。

(→回答：) 既に国内に存在する高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)は約2,500本あり、その多くは青森県六ヶ所村にある日本原燃株式会社の貯蔵施設で、一部は、茨城県東海村にある日本原子力研究開発機構の貯蔵施設で保管されている。また、全国の原子力発電所や六ヶ所村の再処理工場等で保管されている使用済燃料を全て再処理したと仮定したものを含めると、国内にはガラス固化体が約27,000本相当存在していることとなる。

- ・調査に入る前に適地を絞り込むことが出来ないのか。

(→回答：) 個別の地域について適性があるかどうかは、その地域における3つの段階的な調査を実施していくことになるが、地域の意見を聞かずに一方的に進めることは適切ではないと考えている。

- ・地層処分に適した場所の面積は国土の何%くらいなのか。

(→回答：) 個別の地域について適性があるかどうかは、その地域における3つの段階的な調査を実施しなければ判断できないため、具体的な数字をお答えすることは出来ない。科学的特性マップの表記では「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い」地域(グリーン色)は、日本全国に占める面積割合が約35%で、「輸送面でも好ましい」地域(濃いグリーン色)は約30%である。

<リスクと安全性>

- ・過去に火山活動がないところは将来も発生しないことをどう保証するのか。活断層がないと言い切れる場所が国内にあるのか。

(→回答：) 過去の傾向を踏まえると、今後10万年程度の間にはプレート運動が変化する可能性や、100万年程度の間でも急激に変化する可能性は小さいと考えられている。そのためNUMOでは、発生可能性が低い事象として、火山や活断層が将来の処分場を直撃することを想定した安全評価を行い、仮にこれらが発生したとしても人間の生活環境に影響を与えるような結果にならないことをシミュレーションで確認している。これは国際的にも共通した考え方である。

- ・坑道の掘削と廃棄体の埋設作業を同時に行うことによる事故のリスクはないか。

(→回答：) 坑道掘削と廃棄体埋設の作業を行うエリアと作業の動線を分離することにより、作業が集中することによる事故が生じないようにする。

- ・遠隔作業で行う際の装置故障のリスクはないのか。

(→回答：) 処分場の建設段階に入っているフィンランドやスウェーデンでは、廃棄体を埋設する装置を製作してテスト運用を重ねており、機器故障の発生状況

なども調べている。NUMOも処分地選定が進み装置の詳細設計を行う段階になれば、彼らの実績を参考にすることや実機のテスト運用を行い、装置故障リスクの把握とその対策をしていく。

- ・廃棄体落下のシミュレーションについては、実験も行われているのか。

(→回答：) 実物大の模擬ガラス固化体を落下させた実験は過去に行われており、厚さ 5 mm のステンレス製容器 (キャニスター) は変形するものの、中のガラスが飛び散るようなことはなかったという結果が確認されている。

- ・操業時に万が一事故が起きた時の影響範囲の予測はしているのか。

(→回答：) NUMOにおいて操業時の安全性を検討した事例では、放射性物質が周囲に漏れるような結果にはならない見通しであったため、現時点では影響範囲の予測までは行っていない。今後、処分地が決まり、施設の設計や操業手順を詳細に検討する段階であらためて事故リスクについても検討し、影響範囲の評価も行っていく。

- ・地下深部では酸素が少ないため物質が変化しにくいとの説明があったが、腐食が発生しないわけではないのでは。

(→回答：) 埋戻し当初は坑道内に酸素が残っており、それによってオーバーパック (厚さ：約 20cm) 表面は最大で約 1.2cm 腐食すると考えている。埋設後の酸素が少ない環境下でもオーバーパックはゆっくりと腐食が進むと考えられ、シミュレーション結果に基づくとオーバーパックの設計耐用年数である 1,000 年間で約 0.6cm 腐食する。したがって、1,000 年間の腐食は合計で 2cm 弱と見込んでいる。

- ・人工バリアの設置方法など処分場の建設工事の品質確認方法は、どのように検証するのか。

(→回答：) 精密調査の段階で、地下試験施設を作り、実規模試験を行うことを計画している。その際に、品質確認方法を検証することとなる。

- ・沿岸部に施設を建設した場合の津波は大丈夫なのか。

(→回答：) 廃棄体の埋設後は坑道がふさがれるため、地下の処分場に津波の影響が及ぶことは考えにくい。埋設までの間の廃棄体や処分施設が受ける津波の影響に対しては、個別地点における詳細な処分地選定調査を踏まえ、防潮堤や水密扉の設置などの工学的対策により、津波の影響への対応は可能であると考えている。

- ・地下 300m よりも深い場所に総延長 200 km 以上のトンネルを掘ることが出来るのか。

(→回答：) トンネルの直上の岩盤の厚さが 1,000m を超えるような場所で、トンネルを掘削している事例はある。また、坑道の延長ということでは、鉱山で坑道の延長が数百kmを超える事例がいくつかあることは承知している。

- ・ガラス固化体は、1,000 年間でどれくらい放射能は減るのか。

(→回答：) 最初の 1,000 年間で放射能は 1,000 分の 1 程度まで減少する。これは、放射能は時間とともに弱くなるという性質があり、放射能が半分になるまで

の時間を半減期という。ガラス固化体に含まれる放射性物質のうち特に強い放射線を出す物質(セシウム、ストロンチウム等)は半減期が短いため、1,000年間でほとんど放射能がなくなる。ただし、半減期が長い放射性物質(ウラン等)も含まれているため、1,000年以降は緩やかに放射能が減衰していく。

- ・グラウチングは一時的部分的な止水処置であり、数万年もの間、地下水の動きを止めるようなものではない。結局、バリアを突破したTRU廃棄物が、地下水と混じって地表の河川へと流入してくるのではないか。

(→回答：) グ라우チングでの止水処理は、施設の建設時や操業中に地下水の影響を低減する工法であり、数万年先までの止水を行うものではない。最終的に坑道が埋め戻されると、岩盤と埋め戻された坑道との圧力差はほとんどなくなり、地下水は建設前のようにほとんど流れなくなると考えられる。

<文献調査、対話活動(北海道以外)、地域共生>

- ・こういった事業があることを知らなかった。Face to faceの活動が少なすぎるのではないか。

(→回答：) 科学的特性マップが公表されて以降、本日を含めて199回の対話型全国説明会を行っているが、参加者の方の8割以上は初参加であり、まだまだ理解活動が不足していると感じている。今回のような説明会を継続し、丁寧なご説明を重ねるとともに、いろいろな形で情報発信を工夫することで、できるだけ多くの皆さまに、この問題を自分事として考えていただければと考えている。

- ・玄海町の調査は、現在どのような状況か。また、今後も文献調査の応募は受け付けるのか。

(→回答：) 玄海町では2024年6月10日に文献調査が開始され、調査自体は東京で既に行っている。諸外国の事例では、10件程度の関心地域が出て、調査を行い処分場に適している場所を最終的に1か所へ絞り込んでおり、日本においてもできるだけ多くの地域で最終処分事業に関心を持っていただき、処分地選定調査を受け入れていただくことを目指してまいりたい。

- ・約200回近い対話型説明会の成果について教えてもらいたい。

(→回答：) この対話型説明会での経験は、地層処分に関して一般の方々がお持ちになる不安などについて把握でき、NUMOによる技術等に関する説明がどうすれば一般の方々に伝わるかといった改善に役立てられていると考えている。説明会に限らずマスメディア広報や多くの集客が見込まれる大規模イベントにブースを出展するなど、地層処分事業をより多くの方に知っていただくため、様々な取り組みを活用していく。

<北海道 2 町村の文献調査関係>

- ・寿都町や神恵内村で文献調査を始めた経緯を教えてください。
(→回答：) 寿都町は住民説明会、議会説明会、地元産業界との意見交換等を経て町長が応募、神恵内村は村議会で誘致の請願が採択されたことを受けて国から申し入れたもの。佐賀県の玄海町は神恵内村と同様の経緯である。
- ・寿都町と神恵内村で「対話の場」の開催回数が違うのはなぜか。
(→回答：) 両自治体の「対話の場」の委員はそれぞれの町村の皆さまで、両自治体それぞれの委員の皆さまの関心に応じてテーマ・実施内容が設定された結果、開催回数が異なったもの。
- ・寿都町から指名された「対話の場」の委員はどのような方々か。寿都町の委員が 20 歳以上なのに対して神恵内村は 15 歳以上なのはなぜか。
(→回答：) 寿都町では、町の意向を踏まえ、町議をはじめ漁協や経済団体等の代表者が参加されている。一方、神恵内村では一部公募の方が含まれている。両自治体とも、「対話の場」の委員はNUMOが選んだものではなく、町や村の意向を受けて選出・応募された方々である。
- ・寿都町の対話の場において、海外先進地（フィンランド）との意見交換をしたとあるが、フィンランドからどのようなコメントを得たのか。
(→回答：) 「放射性廃棄物は自分たちで処分しなければならないという責任感から施設の受入れを決定した」ことや「事業者などから独立した規制機関が、責任をもって安全性を検証し地域への説明を行うことにより、事業に対する信頼性が上がった」といった話が紹介された。
- ・文献調査報告書を見ると、寿都町では次の概要調査の候補対象になる場所がありそうだが、神恵内村はほとんどがオレンジ色で、処分場にできるような場所はないのではないか。それでも概要調査の対象にすることができるのか。
(→回答：) 神恵内村においては、噴火の調査項目に対して大きく避ける場所が確認されているが、村内の南側の一部と沿岸部に概要調査地区の候補とすることのできる場所がある。なお、次の概要調査に進むかどうかは、道知事や両町村長のご意見をお聞きして、その意見を尊重することになる。道知事や当該町村長のどちらかが反対された場合は、次の調査には進まない。

<その他>

- ・処分場の地下施設は斜坑を使うが、幌延・瑞浪の地下研究施設が立坑なのはなぜか。
(→回答：) 地下研究施設は地下深部の特性を研究することが目的である。地層処分施設は廃棄体を運搬する車両を坑内で走行させるため、斜坑を設けるオプションも検討されている。
- ・瑞浪超深地層研究所は埋め戻す必要があったのか。
(→回答：) 2020 年 3 月に研究開発が終了し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）が、研究終了後は地下施設を埋め戻すこと等を定めた協定

に基づいて、埋め戻した。

- ・再処理工場の稼働は何度も延期になって核燃料サイクルは破綻している。そうすると、ガラス固化体ではなく使用済燃料を地層処分することになるのではないか。

(→回答：) 我が国では一貫して、資源の有効利用、廃棄物の減容化、有害度低減の観点から、核燃料サイクルの推進を基本的な方針としている。また、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法）において、地層処分の対象となる放射性廃棄物は、ガラス固化体と一部のTRU廃棄物としている。なお、六ヶ所村の再処理工場はこれまで、技術的なトラブル等により竣工が延期されてきたことは事実であるが、使用済燃料からプルトニウムなどを抽出する試験やガラス固化体製作の試験は完了し、再処理工場の稼働に必要な技術は確立している。現在、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた新規制基準に適合するために必要な対応を行うとともに、原子力規制委員会からの指摘を踏まえた対応を日本原燃株式会社において、進めていると認識している。

- ・多くの自治体は地層処分の存在を知らないのではないか。

(→回答：) 2002年に公募を開始する際に、全国の自治体に文献調査に関する資料を送付しているほか、2017年以降は、自治体職員向けの説明会を行ってきており、2023年からは、国および電力会社の協力を得て、NUMOと三者で合同チームを組んで、全国の自治体の首長を訪問しているところ。

以上